

廃棄物

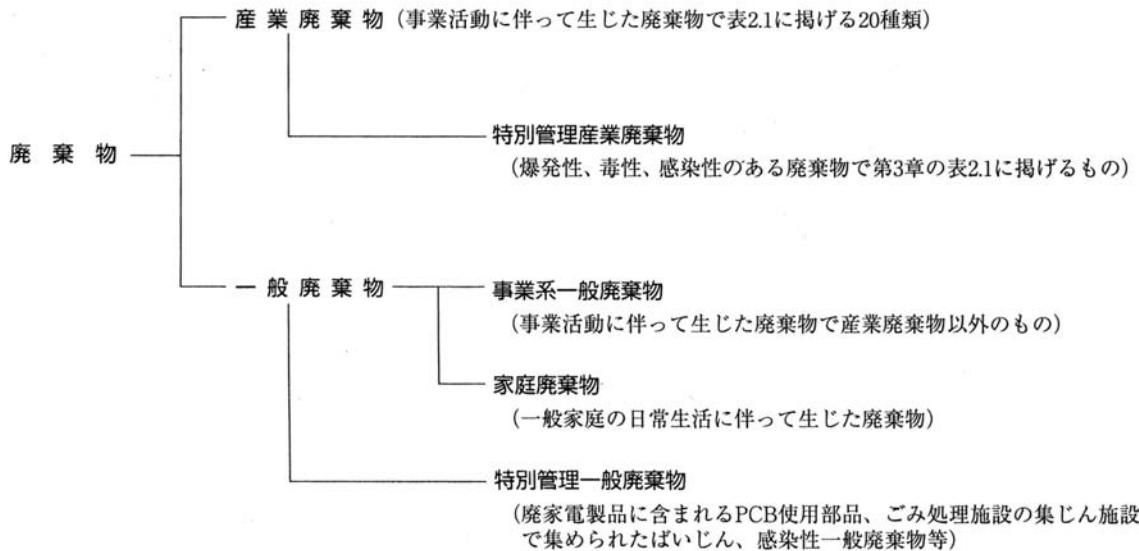
1 廃棄物とは

廃棄物処理法では「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義している（法第2条第1項）。

法の定義から廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいい、工場や自動車から排出される排ガス等の気体状のものは廃棄物に該当しない。

また、廃棄物処理法では、産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物として、一般廃棄物と産業廃棄物に分類している（図2.1参照）。

なお、漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは、固形状・液状であっても廃棄物から除外されている。



注意 廃棄物の判断基準

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となつたものをいい、これらに該当するか否かは、次に示すとおり、正当な商取引である条件、具体的には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱いの形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

① 物の性状

利用の用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

② 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③ 通常の取扱いの形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

⑤ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

2 産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物と一般廃棄物とでは、排出後の処理の責任主体や処理方法が違ってくる。一般廃棄物は自区内処理を原則とし、最終的には市町村に処理責任があるのに対して、産業廃棄物は事業者自らが処理することを原則とし、都道府県境を越えた広域移動も認められている。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、表2.1に示すように20種類に分類される。ここでいう「事業活動」とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公事事業も含めた広義の概念としてとらえられている。

また、産業廃棄物には量的な規定がないので、個人事業者等の事業規模が小さい者から排出される場合や、1回の排出量が極めて微量な場合であっても、表2.1に該当する廃棄物は産業廃棄物となる。経済活動の発展に伴って廃棄物の組成も複雑になってきており、産業廃棄物は分類された20種類の一つに限定されるとは限らなくなっている。例えば、「廃油性塗料」は「廃油」と「廃プラスチック類」の混合物に、「廃自動車」は「金属くず」と「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」の混合物としてとらえることができる。

産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがある。表2.1の「(1)燃え殻」～「(12)ばいじん」の12種類の廃棄物は、製造工程において排出されるものから製品の使用後

産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルトコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鉄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固体不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)

に廃棄されるものまで、すべてが産業廃棄物である。 一方、「(13)紙くず」～「(19)動物の死体」の7種類の廃棄物については、特定の事業活動に伴う場合のみ産業廃棄物に該当する。例えば、製紙工場から排出される紙くずや食品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずやレストラン・飲食店から排出される残飯類は一般廃棄物となるので取扱いに注意する必要がある。

このように、事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを、法に定められた用語ではないが「事業系一般廃棄物」と呼んでいる。 主な事業系一般廃棄物としては、レストラン・飲食店から排出される残飯類、造園業から排出される剪定枝、枯葉類等があげられる。

産業廃棄物と一般廃棄物の概念は、元来、人の日常生活から排出される廃棄物で、環境汚染等の問題が少なく、市町村の処理能力で十分に処理可能なものを一般廃棄物とし、事業活動から生ずる廃棄物で、量的・質的に環境汚染の原因となり得るものを産業廃棄物としている。つまり、法的にはまず産業廃棄物を定義してそれ以外のものを一般廃棄物としているが、実際には市町村の処理能力や見解によって取扱いが異なる場合もある。その代表的なものとして、飲料容器(びん、缶、ペットボトル)、弁当がらがあげられる。これらの廃棄物は、種類としてはガラスくず、金属くず、廃プラスチック類に該当し、あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物となるものであるが、「事業活動に伴う」といえるかどうかなどが問題となる場合も多いので、具体的な取扱いについては事業活動を行う区域を管轄する市町村に相談する必要がある。

なお、外国から輸入された廃棄物は、その発生源や性状にかかわらず、次のものを除いて産業廃棄物となる。

- ① 航行廃棄物：船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物であって、船舶内・航空機内の乗組員や乗客等の日常生活に伴って生じたごみ、し尿等
- ② 携帯廃棄物：日本に入国する者が携帯する廃棄物であって、入国する者の国外における日常生活に伴って生じたごみ等

2.3 特別管理廃棄物

法では、「産業廃棄物」及び「一般廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等が別に定められている。

特別管理産業廃棄物（「第3章 特別管理産業廃棄物概論 2.1 特別管理産業廃棄物の定義」表2.1参照）は、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、業の許可も区別されている。また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられている（法第12条第6項）。

特別管理産業廃棄物の種類と概要

(廃棄物処理法施行令第2条の4による)

種類	説明	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液	
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、燃え殻等	
廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃油	
PCB汚染物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類：PCBが付着し又は封入されたもの 金属くず：PCBが付着し又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが付着したもの がれき類：PCBが付着したもの	事業活動等発生物 ¹⁾
PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの	
特定有害産業廃棄物	・石綿建材除去事業により除去された石綿 ・石綿建材除去事業で生じた石綿、珪藻土、パーライト保溫材（人の接触、気流及び振動等により左記保溫材と同等以上に石綿が飛散するおそれのあるもの） ・石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物（シート、防塵マスク等の用具・器具） ・大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿で、集じん施設で集められたもの ・特定粉じん発生施設、集じん施設で使用した防塵マスク、集じんフィルタ等用具・器具で石綿付着のおそれのあるもの ・輸入された事業活動により生じた石綿で、集じん施設で集められたもの ・輸入された事業活動により生じた防塵マスク、集じんフィルタ等の用具・器具の廃棄物で、石綿が付着しているおそれのあるもの	
施工令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で、特定有害産業廃棄物であるものは、次のとおりである*。		
1 指定下水汚泥：金属等 ²⁾ 、揮発性物質 ³⁾ 、農薬類 ⁴⁾ がそれぞれ基準不適合のもの（現在は存在しない）		
2 鉛さい：金属類 ⁵⁾ が基準不適合のもの		
3 ばいじん（Hg含有）：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で生じたばいじんでHgが基準不適合のもの		
4 ばいじん（Cd等含有）：ばい煙発生施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Seごとに基準不適合のもの、廃プラスチック類焼却施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じたばいじんで、Cr(VI)、Asごとに基準不適合のもの		
5 燃え殻（Cd等含有）：廃プラスチック類焼却施設で生じた燃え殻で、Cd、Pb、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じた燃え殻で、Cr(VI)、Asごとに基準不適合のもの		
6 廃油（廃溶剤）：施工令別表第3の特定施設から排出された揮発性物質である廃溶剤		
7 汚泥：施工令別表第3の特定施設で生じた汚泥で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの		
8 廃酸：施工令別表第3の特定施設で生じた廃酸で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの		
9 廃アルカリ：施工令別表第3の特定施設で生じた廃アルカリで、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの		
10 ばいじん、燃え殻（DXN含有）：DXN特定施設の廃棄物焼却炉で輸入廃棄物以外の産業廃棄物の焼却で生じた集じんばいじん、燃え殻で、DXNが基準不適合のもの		
11 汚泥（DXN含有）：排ガス洗浄施設のあるDXN特定施設の廃棄物焼却炉で輸入廃棄物以外の産業廃棄物の焼却で生じた汚泥で、DXNが基準不適合のもの		
12 1から11の特定有害産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの		
輸入廃棄物 ⁶⁾ ばいじん 燃え殻 汚泥 これら の処理物	① 輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じた集じんばいじん ⁷⁾ 及びその処理物で重金属が基準不適合のもの ⁸⁾ （施工令第2条の4第6号） ② 輸入廃棄物をDXN特定施設の廃棄物焼却炉で焼却して生じた燃え殻、ばいじん及びその処理物がDXN基準を超えるもの（施工令第2条の4第7号） ③ 輸入廃棄物をDXN特定施設の廃棄物焼却炉で焼却し、その排ガス洗浄施設等で生じた汚泥及びその処理物がDXN基準を超えるもの（施工令第2条の4第8号） ④ 輸入廃棄物である集じんばいじん（施工令第2条の4第9号） ⑤ 輸入廃棄物である燃え殻、汚泥でDXNが基準不適合のもの（施工令第2条の4第10～11号）	

注1) 事業活動等発生物とは、事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたものをいう。

2) 金属等とは、Al-Hg（アルキル水銀化合物）、Hg（水銀又はその化合物）、Cd（カドミウム又はその化合物）、Pb（鉛又はその化合物）、O-P（有機磷化合物）、Cr(VI)（六価クロム化合物）、CN（シアノ化合物）、PCB、Se（セレン又はその化合物）をいう。

3) 挥発性物質とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンをいう。

4) 農薬類とは、チララム、シマジン、チオベンカルブをいう。

5) 金属類とは、Al-Hg、Hg、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Seをいう。

6) 輸入された廃棄物（法第2条第4項第2号）における特別管理産業廃棄物は、施工令第2条の4第6～11号に指定されたものをいう。

7) 集じんばいじんとは、廃棄物焼却施設、DXN特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじんで、集じん施設で集められたものをいう。

8) 基準不適合とは、環境省令（判定基準省令）で定める基準に適合しないものをいう。

*平成17年度の法改正により、担体付き触媒製造焼成炉、フロン類破壊施設の廃ガス洗浄等施設より発生する汚泥、廃酸又は廃アルカリで、DXNが基準不適合のものが新たに追加された。